

私たちの人・農地プラン活動

綾戸 人・農地プラン推進会議設立

このたび、6月19日に、綾戸人・農地プラン推進会議が設立されました。推進会議について、地域の広報紙(夢咲案内人)に掲載し、区民の皆さん、農家の皆さんに配布しましたので、その内容についてご紹介します。

「綾戸 農家の皆さん・区民の皆さんへ」

綾戸地区の 5年後10年後の綾戸の農地を守るため、広く皆様のご意見を伺いながら人・農地プラン推進会議を進めてまいります。

今回設立された役員、主力メンバーは65歳以下の方々を中心になって、設立されました、

今後の活動は、

- ① 第2回のアンケートの実施(次世代予定後継者・家族の方)
- ② 農家の意向調査
- ③ 次世代交流の場の開催(若い世代の資格取得応援)
- ④ 先進地の研修(新しい見分と知識の吸収)
- ⑤ 綾戸地区の農地マップの作成(現在)
- ⑥ 綾戸地区の農地マップの作成(5・10年後)

など進めてまいります。

今後の綾戸を継承してゆくためにも、是非とも、農家の方はもちろん、農家以外の方々や若い世代の方々の参画をお願いします。

どうか皆様のお力により、今後の綾戸の農地を守ることに、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



趣旨と目的

- 綾戸の農地は綾戸の地元が守る
- 地域の農地・河川・用排水・農道の保全
- 後継者の育成
- 主たる経営組織の確立(農業法人・担い手)
- 地域の非農家の参画要請(作業参加を目的)

準備期間	2022年6月まで	日付	開催会議並びに依頼等
資料説明と配布承認		1月8日	営農組合勘定(人農地プラン)
資料配布		2月6日	営農組合総会(人農地プラン役場説明予定)
方法掲載		3月2日	広報夢咲案内人農地プラン記載依頼
経過と推進依頼		3月21日	苗村神社下草刈りプラン概略説明と了解
推進スケジュール		3月27日	広報夢前案内人農地プラン広報発行
役員会		5月15日	第1回役員会
基本内容検討		6月4日	第2回役員会 設立準備
推進委員会設立		6月19日	設立

人 農地プラン推進会議の活動に対する意思表示

竜王町内では少子高齢化が進み、農家の数も年々減少しています。農業施設の老朽化の改善や生産性のある安定的な農業生産環境の取組、集落営農の法人化も進みつつありますが少子高齢化による離農と後継者不足による農家の減少がこれからの課題であり、解決すべき問題であります。

この「綾戸 人農地プラン推進会議」の活動を機に、綾戸区民として、また竜王町民として農村集落を守りながら住み続けられる持続あるまちづくりを進めていく事をここに宣言致します。

次世代青年層代表 福田優三

担い手(農と人を結ぶ)

新たな挑戦 「イチジク栽培」

井口 和人

三年前に退職をし、以前から興味があった施設園芸に取り組んでいます。ハウス栽培を経験したことのない私でしたが、県内で水稲育苗ハウスを活用したイチジクのポット栽培を推奨されていることを聞きました。町内でも取り組んでおられる農家もあり、一年目から収穫できることにも魅力を感じ、ハウスを建設してイチジク栽培を始めました。

最初は、いただいた剪定枝を挿し木で発芽させました。しかし、ハウスのビニールが新しいことや水稲との繁忙期が重なり管理が不十分になったことでハウス内が高温となり約半分の新芽がしおれてしまいました。

急いでハウスの室内温度を下げることにし苗木への灌水を増やしましたが、今度はハウス内が水浸しとなり高温多湿で病害虫を誘発する事となりました。防除を行うにも知識不足で、普及員の指導をいただきながらなんとか無事収穫することができました。

年間を通しての室温管理の難しさと灌水管理等の大切さを痛感しました。

二年目からは、同じ失敗を繰り返さないように細心の注意を払いました。おかげさまで収穫時には、甘い匂いがハウス内に漂い昨年を上回る収穫量になりました。

毎日休みなく収穫することは大変ですが、直売所で買っていたよりもお客さんから、「美味しかった」と言っていたことに喜びを感じています。

適期収穫に心がけ品質がよく糖度の高いイチジク栽培ができるよう頑張りたいと思います。



竜王町 農業委員会だより

編集・発行
竜王町農業委員会
TEL: 58-3712

きらりファーマー

竜王エッグガーデン

太田 英雄

私は、今年の2月から生まれ育った山中で小さな養鶏場を営み始めました。現在、ようやく卵を出荷販売できるようになったばかりの新人卵農家です。林に囲まれ黄金色の稲穂が実っていた田んぼをお借りし、鶏舎作りから始め、わが子のように育てた鶏が5月に初めて卵を産んだ時の感動は一生忘れません。

食生活・食文化に関心が高かった私は、日常の食生活を通じて健康・幸福に貢献したいと考えていましたので、養鶏を知ってから「日本の卵をつくる」と言い出して、前職の職場の仲間を驚かせました。

養鶏のきっかけは、「自然卵養鶏法」を読んでからです。自然卵とは、鶏に自然の恵みを充分に与え、薬剤を与えず、健康な鶏から産まれた卵で、昭和三十年代まではどこにでも見られた伝統的な農家養鶏の卵です。工業型養鶏の大規模化により激減した農家養鶏ですが、40年前に書かれたこの本の著者は現在の日本の状況が見えていたかのように、いずれ大規模工業型養鶏が打撃を受けることを指摘していました。近年、動物福祉・環境保全の問題として畜産業が話題になり始めました。私は、ここそ先人達が築いてきた伝統的な養鶏

を復活させ、未来に繋げなければと強く思っています。

自然卵の重要な事は、空気・日光・水・大地・緑草です。そして薬剤を与えなくても自然の恵みで鶏の健康を守ることです。私は、平飼いで飼育し放牧場を設け、新鮮な空気とのんびり日光浴できる環境の中でたっぷりの野菜や雑草を与え、水は岩根山の清らかな地下水を与えています。飼料は可能な限り地産地消とし原料は町内で調達したり、県産の原料を購入し、それらを醗酵させることで、腸内環境を良くし免疫力の向上に繋がります。抗生物質、人工添加物等は一切使用していません。

今後は飼料用穀物等の自家生産をめざしていきます。鶏糞を活用した自然循環型農業で作った原料を与え有機卵を実現する為です。健全なる卵は健全なる鶏からをミツシヨンとして、さらに精進してまいります。



農地中間管理事業の手数料徴収について

1. 徴収額

賃貸借契約の金納について、賃料額の1%（消費税別途）を、受け手農家および出し手農家双方から徴収します。



2. 徴収開始時期

令和5年1月1日以降の権利設定分から徴収を開始します。

※既存の権利設定は徴収対象となりませんが、既存の権利設定でも期間満了や中途解約により、令和5年1月1日以降新たに権利設定するものは徴収対象となります。

相続登記の申請の義務化について

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。

義務化の施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

早めに法務局で相続登記を行いましょ。

農地を相続したときは、地元の農業委員会に届出をお願いします



しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を

農業者年金に加入しませんか

農業者年金の特徴・メリット

- 農業者の方なら広く加入できる
- 少子高齢化時代に強い積立方式（確定拠出型）の年金
- 保険料（月額2万～6万7千円）は選べて、いつでも変更可能
- 終身年金で、たとえ80歳前に亡くなくても一時金が遺族へ
- 保険料の全額社会保険料控除など税制の優遇で節税に
- 認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助あり



編集委員

- 松瀬 伊代
- 西村 幸千代
- 近藤 浩一
- 小出 豊
- 田中 眞博
- 西村 八宏
- 松林 八好
- 杉村 要

未だ終息の気配がみえないコロナウイルス感染拡大が竜王町においても7月から急速に増えています。この夏は全国的に感染拡大は確認されたものの、都道府県等の行動制限の発令も無く、3年ぶりの盆休みを過ごされた方も居られるのではないのでしょうか。

目に見えない新種のウイルスに気を病みながらの日常生活は、誰もが予想さえしなかった従来の生活の在り方を変えてしまいました。同時に今年には梅雨明けが早々に発表され、以降の天候は大雨と猛暑が極端過ぎて農産物や果樹の生育、品質においても生産者は頭を抱えておられます。

地球温暖化による異常な天候不順で、今後の農業の生産方法も見直しが必要と言う声も聞こえてきます。

先ずは個が健康であり、地域の特産物農業を益々盛り立てていきたいと思えます。

今後とも皆様のご協力よろしくお願いたします。

あとがき

農業委員会活動の「見える化」に取り組んでいます

農業委員・農地利用最適化推進委員は、農地の出し手、受け手の意向把握や農地の見回り等、農地利用の最適化活動に日々取り組んでまいりました。

こうした中、令和4年2月の農林水産省からの通知（農業委員会による最適化活動の推進等について。以下「局長通知」という。）により、農地の出し手・受け手の意向把握等、日々の活動内容について、活動記録簿に記録し、農業委員会活動の「見える化」に取り組んでいます。

農地に関する御相談は地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員までお願いします。

ご相談カード このようにご相談をお受けしています。

- 農地に関するご相談
 - 農地を売りたい、貸したい、買いたい、借りたい、農作業委託など農地に関するご相談。
- 遊休農地に関するご相談
 - 遊休農地を活用したい、また遊休農地を活用してほしいなどのご相談。
- 農地転用に関するご相談
 - 農地を農地以外のものに活用したいなどのご相談。
- 簿記・青色申告に関するご相談
 - 簿記や青色申告についての説明を受けたいなどのご相談。
- 農業者年金に関するご相談
 - 農業者年金についての説明を受けたいなどのご相談。
- 農業経営の税金に関するご相談
 - 所得税、固定資産税、相続税・贈与税などのご相談。
- その他
 - 上記以外のご相談も、お気軽にご相談ください。

※ ご相談の内容及びご連絡先を裏面に記入ください。
なお、農業委員会事務局でのご相談を希望される方は、相談希望日をご記入ください。

農業委員、農地利用最適化推進委員 農業委員会事務局

※この「相談カード」にご記入の上、農業委員または農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご届出ください。

ご相談内容 ご相談の内容をご記入ください。

- 農地に関するご相談
- 遊休農地に関するご相談
- 農地転用に関するご相談
- 簿記・青色申告に関するご相談
- 農業者年金に関するご相談
- 農業経営の税金に関するご相談
- その他
- 農業者年金に関するご相談
- 農業経営の税金に関するご相談
- その他

※ご相談の内容に○印を付けてください。

■ご相談の希望日

月 日 時 分

■ご相談者の氏名・連絡先

氏名 住所 電話番号

令和4年度竜王町農地利用最適化推進委員会議を行いました

令和4年7月11日、竜王町防災センター 2階大会議室において、令和4年度竜王町農地利用最適化推進委員会議を行い、最適化活動についての意見交換等を行いました。



農地利用最適化推進活動について

農地利用最適化推進委員長 小出 豊

平成28年4月改正農業委員会法が施行され、農業委員会の業務に担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進と言った「農地利用の最適化」が必須業務と位置付けられました。

農地については、リタイアしたいので農地を貸したい、利用権を交換して分散した農地をまとめたい、新規就農をするので農地を借りたいなどニーズがあり、これらの対応は個々の農業者では対応が難しく、地域に根差した方々が常日頃から農地の出し手、受け手の意向などの情報収集を積極的に行っていくことが重要です。

推進委員は局長通知を受け、集落での話合いや個別相談など地元で密着した現場活動を行い、農業者の意向や農地の情報を把握し、人と農地をマッチングする活動を、より一層具体的に進めていきたいと考えますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。